

公益法人制度の抜本的改革のための検討課題

はじめに

現状の認識

1 民法施行 100 年目 (1998 年) の問題点

既存の公益法人の問題点

- ・ 事業運営の不適切 (収益事業・共益的事業の肥大化 / 行政代行的機能)
- ・ 内部牽制の仕組みの欠如 (特定の人々による理事会の支配)
- ・ 財務の健全性の欠如

公益法人制度の問題点

- ・ 主務官庁制度による問題 (縦割り行政の谷間や競合の問題)
- ・ 設立許可制度に伴う問題 (高い基準の設定・行政庁の自由裁量)
- ・ 監督に伴う問題 (民間の公益的活動の制約 / 監督の成果があがっていない)

法人法制の問題点

- ・ 非営利・非公益の分野の「空白」

2 その後 4 年間の改革

1998 年 NPO 法成立 (3 月) 施行 (12 月)

「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」(申合せ)(12 月)

2000 年 「行政改革大綱」(閣議決定)(12 月)

2001 年 中間法人法成立 (6 月)

認定 NPO 法人制度 (10 月)

2002 年 「公益方針制度の抜本的改革に向けた取組みについて」(閣議決定)(3 月)

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(閣議決定)(3 月)

中間法人法施行 (4 月)

3 課題の確認

1) 民法施行後 100 年間の問題はなぜ発生したのか

民法典の 2 面性 私人の公益的行為の積極的評価 / 私人の公益的行為の規制

100 年間の規制の強化 不祥事の発生、税の優遇措置

主務官庁制度を介したわが国の行政システムの問題点の流入
社会の変化・意識の変化
組織の硬直化 契約と組織の対比

2) その後4年間の改革の後、なお残された問題は何か

新たな制度設計のあり方

1 前提

2 問題の分析

1) 法人格の付与

法人が権利義務の主体となること / 団体の財産と構成員の財産が分離されること

2) 公益性の認定

国等が積極的に担当すべき公益（国家的公益）

社会的利益としての公益(社会的公益)

国の維持すべき公益（公序としての公益）

3) 租税の優遇

3 見直しの諸方向と検討課題

1) 公益法人廃止

2) 公益性認定評価機関の設置

3) 現行制度の改良

4 新たな制度の実施に伴う問題 現存する公益法人の移行

1) 技術的に、どのような方法で移行するか。

事業の移転 / 組織変更

2) 公益法人の蓄積した財産の承継の可否。

3) どのような法人を、どのような手段で、どのような形態に移行することを促進するか。

おわりに